

「食べて元気に食育実践事業」業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が委託する「食べて元気に食育実践事業」（以下「本事業」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

「食育キャプテン」制度を活用した、スポーツと食を関連付けた子どもたちに親しみやすい食育活動を展開し、この取組を通じて県民の食と農への興味・関心を高め、県産農産物等を日常生活に積極的に取り入れながら、健康で心豊かな食生活の実践に繋がるよう意識の醸成に結びつける。

※「食育キャプテン」とは、甲が食育活動を委嘱している以下のプロ・アマスポーツ7チームを指す。

栃木サッカークラブ／宇都宮ブレックス／H.C栃木日光アイスバックス／宇都宮ブリッツェン／栃木ゴールデンブレーブス／Honda Reverta(ソフトボール部)／グラクソ・スミスクラインオレンジユナイテッド（女子ホッケー部）

2 委託期間

契約締結日から令和8(2026)年3月2日（月）まで

3 本事業における食育のテーマ

テーマは「共食」とし、誰もが共感し食育の実践に繋がるように事業全体を進行すること。

4 業務の内容

乙は、以下に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 関係者等との調整

①食育キャプテンの調整・選手の選定

ア 食育キャプテンと調整し、甲の行う本事業への協力を得ること。

イ 4(2)①ウで決定したチームから1チームにつき選手2名程度を選定すること。なお、選定する選手は、食育や農に日常的に取り組んでいる、または興味関心がある等ストーリー性があることが望ましい。

ウ 協力に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

②その他関係者等との調整

4(2)、(4)に関係する者等との調整・連絡業務を行うこと。

(2) おにぎりレシピの開発と活用

以下の条件を踏まえて、栃木県産米を使用したオリジナルおにぎりレシピ（以下、レシピ

という。)を開発すること。また、開発したレシピは4(4)以外での活用についても、甲と協議の上、検討すること。

①食育キャプテンやレシピコーディネーター等と連携したレシピ開発

ア レシピ内容

(ア) 食育キャプテンが活動する拠点地域の農産物等と栃木県産米を使用すること。

(イ) 調理が簡単なレシピを食育キャプテン1チームにつき1種類以上開発すること。

なお、管理栄養士やフードコーディネーター、料理研究家等をレシピコーディネーターとして起用し、食育キャプテン等と連携しながら開発に取り組むこと。

イ 開発期限

事業着手から3～4か月程度での完成を目指すこと。

ウ 開発チーム

2チーム程度、甲と協議の上、決定すること。

なお、昨年度までに開発したチームは以下のとおり。

令和5年度：宇都宮ブレックス、グラクソ・スミスクラインオレンジユナイテッド(女子ホッケー部)、栃木ゴールデンブレース

令和6年度：宇都宮ブリッツェン、Honda Reverta(ソフトボール部)

②レシピの有効的な活用

令和5～7年度に開発したレシピについて、県内各イベントやキャンペーン等での活用を行うこと。

【提案を求める事項】

開発したおにぎりレシピの活用方法について、効果的な手法を具体的に提案してください。

(3) SNSや情報誌を用いた情報発信

①情報誌への記事掲載

ア 内容

(ア) 「共食」をテーマとした、食事の重要性を学べる記事を掲載すること。

(イ) 「共食」以外にも、地産地消の観点から、食育キャプテンの活動拠点地域における旬の食材や県産農産物等を用いた健康的な食事の紹介、(2)①でのレシピの紹介など、親子で県産農産物と食に対する理解促進及び普及啓発が図れる構成とすること。

イ 掲載時期・回数

レシピの開発から令和8(2026)年2月までの間で2回以上

ウ 掲載媒体

対象者へ効果的に発信できる媒体とすること。

なお、紙媒体である場合は、1回あたりA4見開き2ページ分を基本とし、甲と協議の上決定すること。

②SNS等での食育キャプテンによる情報発信

ア 内容

(ア) 食育キャプテンからファンに向けて、SNS等を活用した情報発信を行うこと。

- (イ) 情報発信の内容は、「共食」をテーマとし、食育キャプテン自らの食事に関するエピソード、スポーツ面でのメリットや効果、食育に関する具体的な取組例等とする。

イ 回数

- 4 (2) ① ウで決定したチームについて、1チームにつき5回以上を目標とする。なお、各チームのシーズンを考慮し、情報発信のタイミングについて事前に十分な戦略を立て、調整すること。

ウ その他

- (ア) 食育キャプテンの公式 SNS でのリポスト等、情報拡散できることが望ましい。
(イ) 「#(ハッシュタグ)食育キャプテン」を用いて発信し、本事業の認知度向上を図ること。
(ウ) Instagramでの投稿の場合は、フィード投稿とすること。

(4) 食育普及啓発活動の実施

① スポーツに興味のある親子向け食育教室の企画と運営

ア 内容

「共食」をテーマとした、県産農産物と食に対する理解促進が図れ、対象者が実際に参加・体験（農作業体験、スポーツ体験等）できるなど飽きずに楽しめる内容とすること。また、本事業で連携する食育キャプテンが可能な限り参加できるよう調整すること。

【提案を求める事項】

親子向け食育教室の企画コンテンツについて以下を踏まえて、効果的な手法を具体的に提案してください。

- ・イベントのねらい（実施目的）
- ・ターゲットの明確化
- ・ターゲットに伝えたいキーメッセージ
- ・イベントで取り上げるテーマ
- ・イベント実施の手法（プログラム）

イ 開催時期・回数

レシピの開発から令和8(2026)年2月までの間で2回程度

ウ 対象

スポーツと食に関心のある親子

エ 場所

栃木県内で企画内容を効果的に実施できる場所とする。

② 県内イベント等への出展や県内小学校への出前講座

ア 内容

開発したおにぎり（またはそのレシピ）を活用し、県産農産物と食に対する理解促進が図れる内容であること。また、レシピや食育に関するアンケート等を併せて実施すること。なお、試食等を実施する場合は、会場の管理者等と調整し、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて関係機関等と調整すること。

小学校での出前講座の場合は、本事業で連携する食育キャプテンに参加してもらう

こと。

イ 開催時期・回数

レシピの開発から令和8(2026)年2月までの間で2回程度

ウ 対象

イベント来場者または小学生

エ 場所

- ・ 県内の食／スポーツ／農業／子どもに関するイベント等での出展
- ・ 食育キャプテンが活動する拠点地域内の小学校等

(5) 小学生向け普及啓発資材の作成

①リーフレットの作成

ア 内容

(4) 実施時に活用可能なリーフレットを作成、配布すること。なお、次の内容を含むものとする。

(ア) おにぎりレシピを開発したチームを含めること。

(イ) 各チームのユニフォームを着用したとちまるくん、開発したおにぎりレシピ、使用した県産農産物等に対する理解促進が図れる内容。

イ 仕様

A4サイズ、両面刷り、カラー（部数は県と協議。）

②ノベルティグッズの作成

ア 内容

(4) 実施時や食育キャプテンの自主活動時に活用可能な、ノベルティグッズを作成すること。なお、次の内容を含むものとする。

(ア) 食べて強くなろうプロジェクトの概要、各チームのユニフォームを着用したとちまるくん、食べて強くなろう！の合言葉「おにぎり」

5 実施体制

- (1) 乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (2) 実施責任者は、甲や関係者等と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて甲と緊密な連携、調整を図ること。
- (3) 実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

6 秘密保持等について

- (1) 乙は、本事業を実施するに当たって知り得た情報について、開示、漏えい又は本事業以外の用途に使用してはならないものとし、これらの事態を防止するために必要な措置を講じること。
- (2) 乙の責任に起因する情報の漏えい等が発生するなど万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その漏洩に伴う損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて乙が負担すること。

- (3) 秘密保持は、事業実施期間の終了後においても同様とする。

7 実施計画書の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、甲と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、甲に「実施計画書」（任意様式）として提出すること。

8 本業務の成果品の提出

- (1) 実績報告書 1部

本事業完了後、業務内容を取りまとめた実績報告書（任意様式）を作成の上、紙媒体で1部提出すること。なお、電子ファイル（PDFファイル等）を併せて提出すること。

- (2) 業務実施に当たり収集及び作成したデータを格納した電子ファイル（PDFファイル等）を提出すること。
- (3) 成果品等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに甲に説明を行った上で、必要な修正を行い、回収・交換を行うこと。また、甲が改めて指定した期日までに再度納品すること。
- (4) 甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

9 成果品の提出期限及び納品場所

- (1) 提出期限

令和8(2026)年3月2日（月）

- (2) 納入場所

栃木県農政部農政課

10 著作権等

- (1) 乙は、本業務に係る著作物の制作にあたり、画像、デザイン、表現等に対して、他社の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (2) 第三者が有する知的財産の侵害の申し立てを受けた際には、乙の責任において解決すること（解決に要する一切の費用負担を含む。）。
- (3) 本業務に係る著作物の使用权は、全て甲に帰属するものとし、素材データもあわせて甲が自由に二次利用できるものとする。
- (4) 本業務により制作された著作物の一切の著作権は、全て甲に移転する。
- (5) 乙は、甲が認めた場合を除き、著作物に係る著作者人格権を行使できないものとする。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。

12 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行す

ること。

- (2) 当仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は、企画提案書に記載すること。なお、当仕様書に記載する目的と同等以上の成果が得られる場合は、甲と協議の上、委託料の範囲内で仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (3) 当仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、業務を進めるものとする。また、協議の結果、甲から乙へ資料の提出を求める場合がある。
- (4) 乙は、受託業務にあたり必要な取材、撮影一切(以下「取材等」という。)を実施するものとし、取材等の際に使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。また、取材等を行う場合は、事前に施設等の管理者等に取材等の許可を得ること。
- (5) 乙は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管（5年間）し、甲からの請求があった場合、速やかに提出すること。
- (6) 事業の本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、再委託先との契約内容を甲に明示すること。